

平成30年6月27日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	小 田 邦 子	布野支所長	中 宗 久 之
作木支所長	中 原 みどり	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	古 野 英 文	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	牧 原 英 敏	監査事務局長	中 原 真 一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	石 田 和 也
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて
第 2	議案第63号 議案第64号 議案第67号 平成29年 陳情第2号 平成29年 陳情第5-1号	(総務常任委員長報告5件) 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例(案)(原案可決) 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて(不採択) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて(総務常任委員会関係)(不採択)
第 3	議案第65号 議案第66号 議案第68号 議案第70号 議案第71号	(教育民生常任委員長報告5件) 三次市税条例等の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
第 4	議案第69号 議案第73号	(産業建設常任委員長報告2件) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 損害賠償の額を定めることについて(原案可決)
第 5	議案第72号	(予算決算常任委員長報告1件) 平成30年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)
第 6	議案第74号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて(原案同意)
第 7	発議第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)(原案可決)

第 8	発議第 2 号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (案) (原案可決)
第 9	発議第 3 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書 (案) (原案可決)
第 1 0	発議第 4 号	学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書 (案) (原案可決)
第 1 1		議員の派遣について

平成30年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成30年6月27日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて……………283
第 2		（総務常任委員長報告 5 件）
	議 63	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）……………283
	議 64	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…283
	議 67	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…283
	平29陳 2	北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて……………283
平29陳 5-1	河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（総務常任委員会関係）……………283	
第 3		（教育民生常任委員長報告 5 件）
	議 65	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）……………287
	議 66	三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）……………287
	議 68	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………287
	議 70	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………287
議 71	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………287	
第 4		（産業建設常任委員長報告 2 件）
	議 69	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………288
	議 73	損害賠償の額を定めることについて……………288
第 5		（予算決算常任委員長報告 1 件）
	議 72	平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）……………289
第 6	議 74	三次市副市長の選任の同意を求めることについて……………290
第 7	発 1	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）……………291
第 8	発 2	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）……………293

第 9	発 3	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般 職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案） ……………295
第 10	発 4	学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案） ……………296
第 11		議員の派遣について……………298



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

冒頭に、6月18日に発生いたしました大阪北部の地震により、5名の方が亡くなられ、多くの方がけがをされ、被災をされました。三次市議会といたしましては、亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は23名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、保実議員及び新家議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 発言の取消しについて

○議長（小田伸次君） 日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

横光議員から、6月20日の会議における発言について、その内容が不適切であったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したいと申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、横光議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 総務常任委員長報告5件

議案第63号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）

議案第64号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第67号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

平成29年陳情第2号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて

平成29年陳情第5-1号 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて  
（総務常任委員会関係）

○議長（小田伸次君） 日程第2、議案第63号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）外2議案及び陳情2件を一括議題といたします。

議案3件及び陳情2件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原総務常任委員長。

[総務常任委員長 杉原利明君 登壇]

○総務常任委員長(杉原利明君) おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案3件及び陳情2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第63号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例(案)外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第64号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)については、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第63号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例(案)については、人件費や人員配置、収支計画などの詳細を早期に示されたい。また、企画展などを早く計画し、市内外への情報発信を急がれたい。

議案第64号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)については、法令の改正に伴うことは理解できるものの、議案に反対の表明があったことから、今後、三次市民の安心・安全のため献身的に活動いただく消防団員への公務災害補償を後退させないよう留意されたい。

議案第67号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)については、地域集会所を地元へ譲渡される場合、十分な説明と整備を行って、地域住民の不安の払拭に努められたい。あわせて、譲渡後も住民が管理しやすいよう補助制度等を充実されたい。

次に、継続審査としていた陳情2件について審査の結果を申し上げます。

陳情第2号北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについては、全員一致をもって不採択とするものと決しました。

陳情第5-1号河内地域の生活環境等の改善を求めることについては、防災に関する4項目について、継続審査となった後に、執行部が陳情者と現地確認や協議を行われ対応されていること、また、4項目中2項目については、河川管理者やダム管理者は市ではなく、それぞれの管理者へ陳情内容が伝えられている。以上のことから、全員一致をもって不採択とするものと決しました。

以上、述べました事項のほか、議案及び陳情審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(小田伸次君) ただいまの委員長報告に対する質疑をお願いいたします。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)



○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 議案第63号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）についての委員長報告について質問いたしたいと思います。

6月15日の本会議における総括質疑のときにも質問させていただいたんですが、第5条の職員体制について、執行部の答弁は、現時点においては詳細が固まっておらない、わからないということで、これらの答弁はございませんでしたが、設置管理条例を提出する時点において人員計画がわからないということは私はあり得ないと思うわけでございます。

6月22日、中国新聞では、前日の総務常任委員会の内容を踏まえて、職員体制の案について報道がございました。6月21日の総務常任委員会では、職員体制案について、館長以下6名のスタッフについて、業務内容や勤務区分等も含めた詳細資料が出されているわけです。なぜ15日の本会議の時点でこの内容の説明ができなかったのか、私には理解できません。

そのようなことについて、総務常任委員会で、15日の本会議での説明がなかったにもかかわらず、21日の常任委員会で説明がなされた、そのいきさつについての質問、あるいはそれに対する執行部の答弁、これがどうであったか、まず1点お聞きしたいと思います。

もう一点。同じく6月15日の本会議で、この人員体制に関する人件費の見込みについてもお伺いをいたしました。人員計画同様、人件費の見込みについてもわからないという答弁でございました。総務常任委員会の中で、職員体制の案が示されることによって、人件費の積算にかかわる質問あるいは執行部からの答弁、それについてどのようなものがあったのかお伺いしたいと思います。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原委員長。

○総務常任委員長（杉原利明君） まず、15日の本会議で示されなかった人員配置等のことが委員会には提出されたという件でございますけれども、そのこと自体に関して、ないと言われていたものが急遽委員会には提出されたということ自体に関する質疑等はございませんでした。

出たことによって、その人員配置の案ですね、館長とか副館長等のこういった役職の方を配置されるかということが出ましたことを受けて、人件費はどれぐらいかかるのかというような質問は委員会の中で複数の委員からなされました。その中で、ただ、こういうふうに館長、副館長以下、学芸員2名等を設置する予定の担当職は表記されているものの、誰を配置するかによって、直営でございますので、市の職員の誰を配置するかというようなことで人件費は変わるということで、今は人件費は示せないということ。それから、シフト等の整理も要するというような答弁もあったところでございまして、じゃ、いつごろ職員体制、人件費の詳細は示せるのかという問いに対しては、人件費等は12月定例会で組織機構の変更議案、それから非常勤の報酬等についても示していきたいので、12月定例会までにはお示しできるのではないかと思いますという執行部からの答弁をいただいているところでございます。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 今、私が本会議で質問した内容、さらに、総務常任委員会で検討された内容の設置管理条例に関する第5条のところでお聞きしておるんですけども、博物館に館長その他必要な人員を置くという記載は設置管理条例の中にございますけども、総務常任委員会で示されたこの内容に基づいて、私はある程度の幅を持った見通しぐらいは当然のことながら執行部から説明があつてしかるべきだと思いますし、また、委員会の中での議論があつてしかるべきだと思うわけです。

この湯本豪一記念日本妖怪博物館が議会に初めて提案されたのは一昨年12月の初めです。それから相当年数もかかっておりますし、議論もいろいろと進めてきた経緯がございます。1つの事業を行う場合に、人員計画なり、それに伴う人件費の積算なり、そんなことをしないで事業計画が語られるということは、民間企業ベースではとても考えられないことであります。わかっていながら15日の段階で示されなかったのか、あるいは21日の総務常任委員会でわかっていながら説明されなかったのか。私が聞いたかったのは、例えばこういうシフトを当然考えられておった、こういう配置を当然考えられていたわけですから、全体の人件費が例えば1,200万円から1,500万円の間、あるいは1,500万円から1,800万円ぐらいの間で考えておりますよというぐらいのことは当然議会に対して説明があつてしかるべきだと思うわけでございます。

妖怪博物館の収支については、過去にもいろいろ議論がございましたし、執行部は入館者の予測を3万人から6万人に上方修正をして、収支計画をマイナス590万円からプラス290万円に上方修正されたという経緯もございます。ただし、先ほど委員長がおっしゃったように、直営でやるから会館運営についての収支には人件費は含まないという説明を今まで一貫してとってこられております。この直営だから人件費はかからないという考え方も今一つ私にはよく理解できない内容であります。人がそこにかかわれば、人件費が発生するのは当然ですから。今のよう、仮に人件費を含まずにこうであるという会館運営のなされることは結構なんです、やはり幅を持った形で現時点では説明されることも極めて重要じゃなかろうかなど。情報の共有化ということを常におっしゃっておられるわけですから、やはりこういう説明をしていただかないと、執行部と議会、さらには市民を巻き込んだ三位一体の情報共有化ということはなかなか図れないのではないかという気がします。

もう一度確認しますが、そのような幅を持った常任委員会での人件費に対する質問ないしは執行部からの説明、答弁、これもなかったということで理解してよろしゅうございますか。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原委員長。

○総務常任委員長（杉原利明君） 先ほどちょびつと言いましたけれども、委員からももちろん、残り9か月を切ろうかという開館日も近づいてきておるのにまだ示せんのはどういうことなのかという質問はありましたけれども、その詳細につきましては、人員配置等についてはまだ決めていないという答弁、誰をどこへ配置するのかということは決めていないという答弁、そして、それを示せるのは12月定例会までに示すという答弁しかいただけませんでしたので、新家議員おっしゃられますとおり、委員の中からはもう示せにゃおかしいんじゃないかという質問

はしましたけれども、やはり答弁としてはまだ示せない、12月定例会ごろまでは示せないという答弁しか出ませんでした。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。  
これより議案第63号外2議案及び陳情2件を一括採決いたします。  
議案3件に対する委員長の報告は可決であります。  
次に、陳情2件に対する委員長の報告は不採択であります。  
お諮りいたします。  
本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第63号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。  
また、陳情2件は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 教育民生常任委員長報告5件

議案第65号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）

議案第66号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

議案第68号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第70号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第3、議案第65号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）外4議案を一括議題といたします。

議案5件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 福岡誠志君 登壇〕

○教育民生常任委員長（福岡誠志君） 教育民生常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第65号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第68号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、老人集会施設を地元へ譲渡する場合は、維持管理費、土地に関する問題等を十分に説明するよう取り組まれます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号外4議案を一括採決いたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第65号外4議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 産業建設常任委員長報告2件

議案第69号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第73号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第4、次に、議案第69号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 齊木 亨君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 齊木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 齊木 亨君 登壇〕

○産業建設常任委員長（齊木 亨君） 産業建設常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第69号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案1件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第69号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は、残りの集会施設についても地元協議を丁寧に行い、情報は早目に議会へ提供されたい。

議案第73号損害賠償の額を定めることについては、事業者等へ情報提供の協力を依頼するなどにより、道路の異常等の早期発見に努め、安全の妨げになると思われる道路用地内の支障木等については早目の除去に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号外1議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 予算決算常任委員長報告1件

##### 議案第72号 平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

○議長（小田伸次君） 日程第5、議案第72号平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）を議題といたします。

議案第72号について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 竹原孝剛君 登壇〕

○予算決算常任委員長（竹原孝剛君） おはようございます。予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第72号平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

株式会社広島三次ワイナリー出資金については、市民への説明責任が果たされるよう、明確な根拠をもって執行されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第72号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第74号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第74号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第74号の議案1件について御説明申し

上げます。

議案第74号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市副市長、瀬崎智之氏が平成30年6月30日をもって辞任することに伴い、新たに柴田 亮氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

任期は平成30年7月1日から4年を予定しております。

なお、柴田 亮氏の履歴につきましては議案資料としてお示ししておりますが、同氏は、平成11年4月、当時の建設省に採用となられ、これまで国土交通省の中国地方整備局や水管理・国土保全局などでの勤務を始め、在大韓民国日本大使館や農林水産省農林振興局中山間地域振興課での勤務を経験されており、現在は国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長でございます。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（小田伸次君） 日程第7、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第1号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、岡田美津子議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、伊藤芳則議員、藤井憲一郎議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第1号

## 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護等の社会保障への対応、地域交通の維持等、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施等、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」等、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方



税への税源移譲を行う等、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。  
これより発議第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。  
よって、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書  
（案）

○議長（小田伸次君） 日程第8、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(16番 桑田典章君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 桑田議員。

[16番 桑田典章君 登壇]

○16番(桑田典章君) ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、保実 治議員、横光春市議員、黒木靖治議員、弓掛 元議員と私、桑田典章でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第2号

#### 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整等、対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善等の施策が最重要課題である。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じるよう強く要請するものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

平成30年(2018年)6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いをし、提案理由の説明といたし

ます。

○議長（小田伸次君） 質疑をお願いします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。  
これより発議第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。  
よって、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）  
は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 発議第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤  
職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）**

○議長（小田伸次君） 日程第9、発議第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新  
たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。  
〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して  
提案理由の説明をいたします。  
提出者は、大森俊和議員、岡田美津子議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、  
伊藤芳則議員、藤井憲一郎議員と私、鈴木深由希でございます。  
本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ  
います。  
案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな  
一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）

2016年に実施した総務省の調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約6  
4万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は行政事務職の

ほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育等、多岐にわたり、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入される等、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

については、行政サービスの質の確保と臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望するものである。

- 1 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- 2 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図ること。
- 3 パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 4 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

平成30年（2018年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第4号 学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）

○議長（小田伸次君） 日程第10、発議第4号学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 桑田典章君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 桑田議員。

〔16番 桑田典章君 登壇〕

○16番（桑田典章君） ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、保実 治議員、横光春市議員、黒木靖治議員、弓掛 元議員と私、桑田典章でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第4号

学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）

6月18日に大阪府北部で震度6弱の地震が発生し、各地に大きな被害をもたらした。特に、子どもたちが長い時間を過ごす学校において、プールのブロック塀が倒れたことにより、児童が亡くなるという事故が起こってしまった。

このようなことが二度と起こらないように学校の環境整備は、後回しにできない喫緊の課題であり、特に児童・生徒の安全に関わる施設整備が強く望まれる。

また、災害時において多くの学校が避難所としての役割を果たしており、避難された方にとって安全・安心できる場でなくてはならない。

よって、三次市議会は、安全・安心・快適に学校生活が送れるよう、また有事の際、多くの学校が避難所としての役割を果たせるよう、計画的・長期的に改修・整備を進めるための国、県への財源措置を早急に求めるものである。

平成30年（2018年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議員の派遣について

○議長(小田伸次君) 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、日本・スペイン外交関係樹立150周年を記念して、王立サン・フェルナンド美術アカデミーにおいて三次市所蔵の妖怪資料による展覧会が開催されることに伴い、開会レセプション等の行事に出席するために、地方自治法第100条第13項及び三次市議会会議規則第161条の規定に基づき、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付のとおり議員派遣を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣を決定いたしました。

ここで、先ほど副市長の任命を同意いたしました柴田 亮氏に入場していただきます。

[柴田 亮君 着席]

○議長(小田伸次君) 柴田 亮氏から挨拶したい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

(柴田 亮君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) それでは、柴田 亮さん、挨拶をお願いいたします。

○柴田 亮君 皆様、初めまして。柴田と申します。発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま三次市副市長として選任の同意をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

三次市は、中国地方の中心に位置し、山陰と山陽、さらには関西圏と九州圏を結ぶ十字路に当たる拠点として大きな可能性を持つ市だと思っております。

私自身、広島市や島根県でも仕事をしてまいりました経験も生かしながら、これまで増田市長、市議会の皆様、市民の皆様が築き上げてこられた三次のまちづくり、幸せを実感しながら住み続けたいまちづくりに少しでも貢献できますよう、三次市の発展、そして市民の幸せのために、甚だ微力ながら、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私の御挨拶

撻とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小田伸次君） 以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

13日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時56分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月27日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 保 実 治

会議録署名議員 新 家 良 和